

財務省告示第五十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十七年一月二十五日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二		
名称及び記	発行の根拠	法律及びそ	の条項及びそ	振替法の適	用等	発行方法	発行金額	払込金額	最低額面金額	振替単位	発行行	発行行	
利付国庫債券（十年）（第二百六	十六回）	財政融資資金特別会計法（昭和	二十六年法律第一百一号）第十一	條第一項	社債等の振替に関する法律（平	成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適	用を受けけるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社法（平成十四年法	律第九十七号）第二十四條第三	項第四号に規定する郵便貯金資	金による引受け
九千九百九十九億二千七百二十億	円	九千九百九十九億二千七百二十億	円	五万円	振替法の規定による振替口座簿	の記載又は記録は、最低額面金	額の整数倍の金額によるものと	する。	平成十七年一月二十五日	額面金額百円につき百円三十銭	年一・四パーセント	日本郵政公社総裁は、払込金額	に「加え、次の算式により算出し

た金額を第十八号に規定する期

日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.4}{100} \times \frac{36}{365}$$

十三 初期利子

平成十七年六月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次の号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.4}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を支払いの期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還期限

平成二十六年十二月二十日

十六 償還金額

日本銀行額百円につき百円

十七 払込期日

平成十七年一月二十五日

十八 払込場所